

第三者行為によりケガをした時の手続き



①第三者行為とは

あなた及び被扶養者（扶養家族）が、第三者（他人）により負傷させられたときのことをいいます。

第三者行為にあたるもの

交通事故（同乗中、自転車や歩行者等も含む） ・ 暴力（ケンカ）
スポーツ中の事故 ・ 他人の飼い動物による咬傷事故 ・ 外食での食中毒 等

【注意】 工作中・通勤途上での負傷は、「労災保険」が適用されますので、健康保険証は使用できません。速やかに会社へ報告してください。保険証を使用した場合は、治療費を返金していただく場合があります。

②治療費について

第三者行為による治療費は、加害者が当然負担すべきものです（ただし、過失割合により負担額が変わりますが）、その治療を保険証を使用して受けた場合、治療費の支払いは、加害者に代わり健康保険組合が立替払いをします。必ず第三者行為の届出を行ってください。後日、健康保険法第57条により健康保険組合が立替払いした治療費を直接、加害者または加害者が加入している自賠責保険等に請求します。

③第三者行為による傷病届の提出

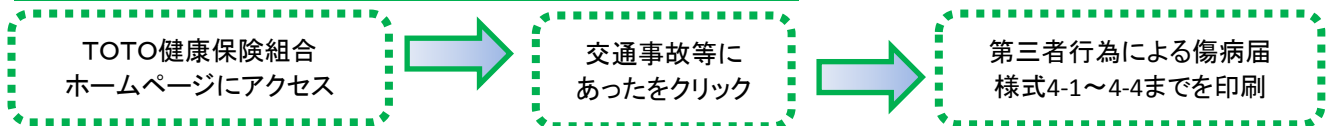
健康保険法施行第65条により、健康保険証を使用して治療を受けたとき、または受けようとするときは必ず届出をすることが義務づけられています。届出がない場合は健康保険組合からの給付費を制限する場合があります。

④損害賠償の求償について

治療完治により、健康保険組合が自賠責保険等に請求する際、必要な診療報酬明細書（レセプト）の写し等を提出することに、この届の提出をもって同意したものとさせていただきます。

※自賠責保険等ではなく、加害者個人に請求する場合は、提出いたしません。

⑤提出書類および事故証明について



上記、様式4-1～4-4一式を、加入している自動車任意保険会社へ送付し、記入してもらったものに署名捺印後、交通事故証明をセットにして、下記へ送付ください。

自動車任意保険会社が絡まない場合は、ご自身で全て記入してください。

⑥示談について

示談をすると健康保険組合は立替えた治療費を加害者に請求できなくなりますので、被害者（被保険者）に請求する場合があります。示談する場合は、必ず健康保険組合に連絡してください。

ご不明な点または質問等
ございましたら、連絡ください。



〒802-8601 福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1
TOTO健康保険組合 担当：渡邊
TEL: 093-951-2182 FAX: 093-951-2815
URL: <https://www.totokenpo.jp/>

<健康保険法第57条（損害賠償請求権）>

保険者は給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価格の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（被扶養者を含む）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

<健康保険法施行規則第65条（第三者行為による被害の届出）>

療養費の支給に係る事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく「届出に係る事実」「第三者の氏名及び住所」「被害の状況」を記載した届出を保険者に提出しなければならない。